



報道関係者 各位

令和4年1月31日（月）

【照会先】

広島労働局総務部総務課

総務課長 和崎 克則

総務企画官 弓取 純子

（代表電話）082（221）9241

## 労働基準部労災補償課分室職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年1月30日（日）、広島労働局労働基準部労災補償課分室（広島県広島市中区八丁堀5-7。以下「労災補償課分室」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務に従事しており、1月28日（金）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、窓口にはアクリル板を設置の上、終日マスクを装着して勤務していましたが、感染者（職場外）の濃厚接触者として29日（土）にPCR検査を受けたところ、翌30日（日）に感染が確認されたものです。

労災補償課分室は、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

保健所によりますと、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。